

消 食 表 第 2 2 0 号
令 和 元 年 8 月 9 日

(関係団体) 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について

日頃から、食品の表示を始め、消費者行政の推進につきましては、御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 27 年 4 月 1 日に施行された、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号。以下「新制度」という。）につきましては、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了となり、経過措置期間終了後に製造される食品は新制度に基づく表示を付す必要があります。

現在、食品関連事業者におかれましては、新制度に基づく表示を付した包装資材の切替えに向け、順次御対応いただいているところと承知しておりますが、製造所固有記号（以下「固有記号」という。）についても従来（平成 28 年 3 月 31 日以前）の固有記号は使用できなくなるので、引き続き使用する場合は、新制度に基づく固有記号の届出を行う必要があります。そのため、従来の固有記号を使用予定であるが、まだこの届出を行っていない食品関連事業者は、速やかに届出を行う必要があります。

なお、経過措置期間の終了が目前に迫り、現在、固有記号の届出が集中しており、その処理に時間を要しております。そのため、これから届出を行う食品関連事業者につきましては、期間に十分な余裕をもって届出をしてください。現在の届出件数と処理状況から、令和元年 12 月 27 日（金）までに届出されたものに関しては、令和元年度内に審査が完了いたしますが、それ以降に届出されたものについては、審査完了が年度をまたぐ可能性があることを申し添えます。この点につきまして、傘下団体・所属会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

(参考) 製造所固有記号制度に関する資料のウェブサイトアドレス

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/

消 食 表 第 2 2 0 号
令 和 元 年 8 月 9 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について

平成 27 年 4 月 1 日に施行された、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号。以下「新制度」という。）につきましては、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了となり、経過措置期間終了後に製造される食品は新制度に基づく表示を付す必要があります。

今般、製造所固有記号について、引き続き使用する場合は、新制度に基づく届出を行う必要があることについて、別添のとおり事業者団体宛てに通知したので、業務の参考のためにお知らせいたします。

新制度への切替えに向けた御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

（参考）製造所固有記号制度に関する資料のウェブサイトアドレス

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/